令和８年11月20日

質疑書に対する回答

業務名　鉾田市庁舎・公共施設再編整備基本計画策定及び発注支援業務委託（飯名地区）

No.	該当箇所	質疑事項（原文）	回答
1	実施要領 ５参加手続きに関する事項 (2)参加表明書等の提出	参加者、管理技術者及び各主任担当者の実績は、平成28年４月１日以降に受託していれば、完了していない業務についても認めていただける認識で宜しいでしょうか。	受託し、完了した業務が対象となります。実施要領５（２）②（イ）、（ウ）、（エ）に記載のとおり業務の実績を求めていますので、（オ）に記載のとおり業務の完了が確認できるもの等を参考資料として提出してください。 なお、複数の業務を一括で契約しており、一部業務が完了している場合は、完了の事実を確認できる場合に限り、実績として認めます。 （例：基本設計から施工までのCM業務を一括して契約し、基本設計CM業務のみ完了している場合 等）
2	実施要領 ５参加手続きに関する事項 (2)参加表明書等の提出	【同種業務】及び【類似業務】については契約期間中であっても実績対象となる業務が完了していた場合は実績として認められると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、詳細は№1に記載のとおりです。
3	実施要領 ５参加手続きに関する事項 (2)参加表明書等の提出 ①提出書類 (キ)参考資料	業務実績の確認書類に関して、同種・類似の業務実績を確認（証明）する資料（契約書の写し等）は、守秘義務の観点から、契約金額、また個人情報等に係る箇所は黒塗り等で非表示とさせていただいてよろしいでしょうか。	本市が求める業務実績は実施要領５（２）②〔※１〕及び〔※２〕に記載のとおり、国又は地方公共団体が発注する業務であり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に定めのある事項については公表されているものと認識しておりますが、業務実績を判断できる部分の確認が可能であれば、一部が黒塗り等で非表示となることは差支えありません。 なお、業務実績を判断する上で必要な部分まで黒塗りとされる等、市が業務実績を確認できない際には実績なしとします。
4	実施要領 ５参加手続きに関する事項 (3)業務提案書等の提出 ②業務提案書等の作成について(エ)	参考見積書Ⅱを作成するにあたり、竣工時期など、決まっている条件などがございましたら、その内容をお教えください。	本業務の対象となる飯名地区市有地における整備は、基本構想P.154に記載のとおり、令和12年度から13年度の竣工を目指しています。また、実施要領５（３）②（イ）に記載のテーマ３の項目も参照ください。 なお、そのほかの条件（対象施設、整備規模等）についても、基本構想に記載のとおりです。
5	実施要領 ５参加手続きに関する事項 (4)プレゼンテーションの実施について ③実施上の留意事項(ア)	プレゼンテーションで映写する資料について投影画面の見やすさや、説明内容のわかりやすさのために、提案書の校正や記載内容を変えない範囲であれば、投影用に加工してよろしいでしょうか。	ご質問にある加工の範囲が判断しかねますが、プレゼンテーション時の映写資料は業務提案書と同一とし、変更は認めません。 実施要領５（３）②（イ）及び５（４）③（ア）の記載を踏まえ、業務提案書の作成にあたっては、プレゼンテーションの際に資料として使用することを前提に行ってください。

No.	該当箇所	質疑事項（原文）	回答
6	実施要領 ５参加手続きに関する事項 (4)プレゼンテーションの実施について ③実施上の留意事項(ウ)	③実施上の留意事項(ウ)の管理技術者を除いた出席者３名には、配置予定技術者として指定された分野以外で業務に関わる営業担当者等を含めてもよろしいでしょうか。	管理技術者を除く出席者３名については、指定はありません。質疑応答に対応できる者が参加してください。 なお、配置予定技術者として指定された分野以外で業務に関わる営業担当者等が出席する場合には、（様式８）業務提案書（表紙）に記載のあるプレゼンテーションへの参加者の担当者（担当分野）の欄に「営業」等、参加者の属性がわかるよう記載してください。
7	仕様書 Ⅱ.業務の対象等 ２　建設候補地	配置等の検討のために、計画敷地の敷地形状やレベルがわかる測量図・求積図等があればご提示いただけますでしょうか。	建設候補地の敷地形状等が確認できる資料については、参加表明書の提出があった参加者へ提供します。
8	仕様書 Ⅳ.委託業務内容	本業務は設計業務には該当しない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	仕様書 Ⅳ.委託業務内容 (2)基本計画の策定 エ事業方式及び発注方式	発注方式の検討は市場調査が主であり、PFI方式の「VFM試算」は行わなくても良いと考えて宜しいでしょうか。	導入可能性調査等で用いる詳細なVFM算定は求めません。 ただし、発注方式の検討にあたっては、基本構想P.144に記載のとおり限られた時間、限られた財源の中で、より効率的かつ効果的に進めることが出来る手法を検討していく必要があることから、市場調査のほか、仕様書Ⅳ.（２）オ及びカに記載の事項等も踏まえ、総合的に比較検討を行う必要があると考えます。
10	仕様書 Ⅳ.委託業務内容 (2)基本計画の策定 ク既存施設等の跡地利用計画の検討	ク：既存施設等の跡地利用計画の検討とありますが、対象既存施設と具体の検討内容をご教示ください。	対象既存施設及び検討内容につきましては、基本構想P.150及びP.151に記載のとおりです。 なお、基本計画では、今後の跡地利用の検討に向けた大きな方向性を示すものとします。
11	仕様書 Ⅳ.委託業務内容 (3)基本設計業務等発注準備の支援 (4)基本設計業務等発注の支援	業務内容の変更や決定した発注方式によっては、業務期間及び業務内容の見直しが可能と考えて宜しいですか。	契約後、業務内容等に変更が生じる可能性が出た場合は、委託業務の中で適宜協議するものとします。
12	評価要領 4業務提案評価 (1)評価方法	委員会の審査員を教えていただくことは可能でしょうか。	選定委員会は、副市長、部長級職員等（事務職）の10名で構成します。

以上